



平成23年6月20日

各 位

会 社 名：株式会社カネカ

(コード：4118 東証・大証・名証 各第1部)

代表者名：代表取締役社長 菅原 公一

問合せ先：広報室長 堀内 泰治

(TEL：06-6226-5019)

中国、日本及び米国企業に対する、  
酸化型コエンザイム Q10 に関する米国国際貿易委員会への申立について

株式会社カネカ(本社:大阪市、社長:菅原公一)は、6月17日(現地時間)に、Zhejiang Medicine Co., Ltd. (ZMC), ZMC-USA, LLC, Xiamen Kingdomway Group Company, Pacific Rainbow International Inc., 三菱ガス化学株式会社, Maypro Industries, Inc., 及びShenZhou Biology & Technology Co., Ltd.を相手方として、当社が所有する酸化型コエンザイム Q10(商品名: KanekaQ10™)に関する米国特許第7,910,340号の特許侵害についての調査、並びに、侵害製品の輸入の禁止、既に輸入された侵害製品の再販の禁止、侵害製品のマーケティング・宣伝広告・展示及び侵害製品の販売や使用のための保管の中止を内容とする排除命令を求めて、米国国際貿易委員会\*(以下、ITC)への申立を行いました。

\*ITCは、米国特許の国内外の権利者が米国市場から特許を侵害する製品を排除するための手段のひとつであり、迅速審理が可能な準司法的な連邦機関です。ITCは、米国関税法337条により、輸入品による特許侵害や輸入品に関わる不正競争についての申立に基づき、これに対応する権限を持っています。ITCは、独自の制度と手続きを持っており、裁判よりも、迅速な判断と、侵害製品の輸入業者、製造業者あるいは販売業者に対する速やかな対処が可能です。

当社は、コエンザイム Q10 に関する研究開発投資を継続的に行っており、その過程で生じた知的財産は当社にとって重要な経営資源と位置付けております。既に当社は、フランス・パリ地方裁判所及びドイツ・デュッセルドルフ地方裁判所において、それぞれ、中国のコエンザイム Q10 メーカーと輸出業者及びフランスの輸入業者、中国のコエンザイム Q10 メーカーとドイツの輸入業者を相手取って当社欧州特許第1,466,983号に基づく特許侵害訴訟を2010(平成22)年10月28日(現地時間)に提起しております。さらに、2011(平成23)年3月22日(現地時間)に、米国カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所において上記特許に基づき、上記7社を被告とする侵害訴訟を提起し、差止と損害賠償を求めており、今回の ITC への申立は、この米国訴訟の追加的措置となります。

以 上